



株式会社セコマと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協定書

(第 170001 号)

株式会社セコマと札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社セコマは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基本項目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 施設等の衛生管理 | ② 商品の品質管理 |
| ③ 従業者等の衛生管理 | ④ 問題発生時の危機管理 |
| ⑤ ①～④以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるように、広報などの支援を積極的に行います。

平成 29 年 5 月 9 日

株式会社セコマ
代表取締役社長

丸谷 智保

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 各店舗が、冷蔵・冷凍庫の温度確認を 1 日に所定の回数実施し、商品の品質管理に努めるよう指導します。
- 各店舗が、従業員の健康管理や身だしなみ確認を実施し、衛生管理に努めるよう指導します。
- ホットシェフ商品の原材料は、各店舗にて表示等を確認し適切な保管・管理を行うよう指導します。
- 万一販売後、商品に問題が発生した場合は迅速に対応します。また原因を究明し、再発防止に努めます。